

消費税増税の具体化に反対し、食料品の非課税を求める意見書

政府税制調査会が7月14日に森首相に提出した「中間答申」は、消費税を「わが国の税財政にとってますます重要な役割を果たすべき基幹税」として位置づけ、時期は決めていないものの、消費税増税を今後具体化すべき方向として打ち出した。

消費税は、国民の消費を直撃する生活課税であると同時に、生計費非課税の原則も無視して、低所得者からも高額所得者からも同じ税率で税をとりたてる「弱い者いじめ」の税制である。国民の中で所得の低いものと高いものとの間の格差が広がりつつあるとき、消費税増税が行われると、国民の暮らしに深刻な被害を与えることになる。

各方面でいわれているように、消費税を10%、15%に引き上げると、所得税はおろか、法人税と所得税の合計をも大きく上回ることになる。これは「弱い者いじめ」の税金がわが国の税制において、最大の柱となることを意味し、一般庶民、特に弱い立場の低所得者にとっては耐え難いものである。

よって、本市議会は、政府に対し、消費税増税を具体化しないよう求める。同時に、多くの国民の切実な要求となっている消費税の食料品非課税を、国民の暮らしを守る立場とともに、個人消費へのテコ入れという景気対策の面からも実施することを求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成12年12月21日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男